

【市政情報室・ホームページ用】

平成19年千葉市教育委員会会議 第2回臨時会会議録

千葉市教育委員会

平成19年千葉市教育委員会会議第2回臨時会会議録

日時 平成19年9月21日(金)

午後2時00分開会

午後2時10分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	委 員 長	竹蓋 幸生
	委 員	川島 義美
	委 員	奥山 福子
	委 員	岩沼 静枝
	委 員	津田 英彦
	教 育 長	飯森 幸弘

出席職員	教 育 次 長	海宝 和雄
	教 育 総 務 部 長	大野 湊
	学 校 教 育 部 長	岩切 裕
	生 涯 学 習 部 長	宮野 光正
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	武田 昇

書 記	総 務 課 総 務 係 長	藤代 真史
-----	---------------	-------

1 開会

竹蓋委員長より開会を宣言

2 会議の成立

全委員の出席により会議成立

3 会議録署名人の指名

竹蓋委員長より川島委員を指名

4 会期の決定

平成19年9月21日(1日間)ということで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 議事の概要

(1) 非公開事項の決定

「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定」を非公開審議とする旨決定

(2) 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第12条並びに千葉市教育委員会組織規則(以下「組織規則」という。)第3条及び第4条の規定に基づき、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定が実施された。

ア 委員長の選挙の方法の決定

竹蓋委員長 委員長の選挙の方法は、組織規則第3条第2項により、「委員が協議して定める」こととなっておりますが、どういたしましょう。参考までに、事務局から、これまでの委員長の選挙の方法について説明をお願いしますか。

総務課長 従来、指名推薦の方法により、実施しております。委員のどなたかから推薦をいただき、委員の皆様方で協議をいただき決定しております。

竹蓋委員長 従来は指名推薦による方法で実施しているとのことでしたが、他の方法の提案、ご異議等、何かありますか(「異議なし」の声)。全委員異議なく、委員長の選挙の方法を指名推薦とすることと決定した。

イ 委員長の選挙

竹蓋委員長 委員長の選挙を実施します。どなたか指名推薦いただけますでしょうか。

川島委員 津田委員を推薦します。

竹蓋委員長 ただ今、推薦をいただきましたが、別の委員を推薦する方はいらっしゃいますか（他に推薦する者なく、「異議なし」の声）。
全委員異議なく、津田委員の委員長就任が決定した。

（任期：平成19年10月18日から平成20年10月17日まで）

ウ 委員長職務代理者の指定

竹蓋委員長 委員長職務代理者の指定を実施します。法第12条第4項及び組織規則第4条の規定により、「委員長の推薦に基づき教育委員会が指定」することとなっております。つきましては、新たに委員長に就任されます津田委員に、委員長職務代理者を推薦いただけますでしょうか。

津田委員 奥山委員を推薦します。

竹蓋委員長 ただ今、推薦をいただきましたが、いかがでしょうか（「異議なし」の声）。

全委員異議なく、奥山委員の委員長職務代理者就任が決定した。

（任期：平成19年10月18日から平成20年10月17日まで）

7 閉会

竹蓋委員長より閉会を宣言